

# 確定申告は正しくお早めに！

申告書の作成は、国税庁ホームページの  
([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))



便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、インターネットを利用して提出できます。

※e-Taxについては、このチラシの裏面をご覧ください。

また、作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「書面」により、郵送等で税務署に提出することができます。

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、  
平成24年2月16日(木)から同年3月15日(木)までです。

上尾税務署では、今年の確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも、平成24年2月19日と2月26日の日曜日に限り、確定申告書の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません。)

なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。

- (注) 1 税務署の閉庁日(土、日、祝日)は、相談及び申告書の受付等は行っておりません。  
2 申告書は、郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。  
3 還付申告書を提出される方は、平成24年2月16日(木)前でも申告書を提出することができます。  
4 平成24年1月16日(月)午前8時30分から平成24年3月15日(木)までは祝日等を含めてe-Taxは24時間利用できます。  
なお、毎週月曜日の午前0時から午前8時30分をメンテナンスの時間としているなどご利用できない時間帯もありますので、事前にe-Taxホームページで確認してください。

【お問い合わせ先】 上尾税務署 個人課税部門

〒362-8504 上尾市大字西門前577番地  
代表電話 048(770)1800(自動音声案内)

※ 上記の電話番号は、電話がつながると音声案内が流れますので、  
ご用件の内容に応じた番号をお選びください。

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



\* 医療費の領収書を入れる封筒としてご使用ください。

※ 確定申告書、給与所得の源泉徴収票等はこの封筒に入れないでください。

## 平成23年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所

氏名

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで補填される金額 円
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費 円	
合計				A	B

### 【控除額の計算】

支払った医療費	円	A	申告書第二表の「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。
保険金などで補填される金額	円	B	
差し引き金額 A-B	(赤字のときは0円) 円	C	
所得金額の合計額	円	D	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄(8)の金額を転記します。
D×0.05	円	E	
10万円とEのいずれか少ない方の金額	円	F	
C-F	(最高200万円) 円	医療費控除額	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記してください

## 所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

～e-Taxをご利用いただくメリット～

### ○ 国税庁ホームページからe-Tax

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。)

### ○ 最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については、最高3,000円)の控除を受けることができます(平成19年分から24年分の確定申告でいずれか1回)。

### ○ 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院の名称・支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

### ○ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

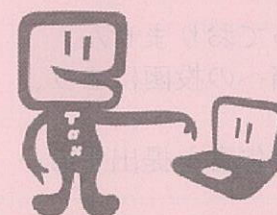
### ○ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です(メンテナンス時間を除く)。

### ～「e-Tax」をご利用いただく前に～

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。



e-Taxに関する情報は「e-Taxホームページ」へ [www.e-tax.nta.go.jp]  
e-Taxの操作に関するお問い合わせは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」へ [TEL 0570-015901]  
税に関する情報は「国税庁ホームページ」へ [www.nta.go.jp]



**平成23年分消費税及び地方消費税の確定申告及び納税の期限は、  
平成24年4月2日(月)です。**

- 平成21年分の課税売上高が**1,000万円**を超えると、平成23年分の消費税の課税事業者になります。
- 新たに課税事業者となる方は「消費税課税事業者届出書」の提出が必要になりますので、速やかに提出してください。

**平成23年分贈与税の相談及び申告書の受付は、  
平成24年2月1日(水)から同年3月15日(木)までです。**

- 1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額110万円を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。
- (注) 相続時精算課税を選択する場合は、申告が必要となります。

**東日本大震災により被害を受けられた方へ**

東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災によりご自身や扶養親族が所有する資産に被害を受けられた方は、確定申告をすることにより、所得税法に基づく「雑損控除」の適用(所得税の軽減)を受けることができます。

※ 適用を受ける年分において、所得税を納めている方は、所得税の還付を受けられる場合があります。

- 税務署の確定申告会場では、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用したパソコンによる申告書等の作成を中心に相談を行っております。
- 確定申告会場には、コピー機がありませんので、必要な書類は必ずご自身でコピーをしてください。
- 確定申告期間中は、会場が大変混雑しますので、お早めにお越しください。

**《確定申告会場案内》 上尾税務署**

- ◇ JR高崎線北上尾駅(東口)から 徒歩約20分
- ◇ 上尾駅(東口)から朝日バス(羽貫駅行・伊奈総合高校行)「上平支所前」停留所下車 徒歩3分
- ◇ 北上尾駅(東口)からけんちゃんバス「上尾税務署前」停留所下車 徒歩1分
- ◇ 上尾市内循環バス(ぐるっとくん)上平循環・東西循環「上尾税務署前」停留所下車 徒歩1分

※ 駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください。  
※ 市町主催の申告相談会場及び開催日程については、各市町の広報紙等をご覧ください。

